

令和 6 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業
特 別 会 計 予 算

令和 6 年度さいたま市大門下野田特定土地区画整理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 232,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
2 繰入金		71,987
	1 一般会計繰入金	71,987
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		2
	1 雑入	2
5 市債		160,000
	1 市債	160,000
歳入合計		232,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		201,190
	1 事業費	201,190
2 公債費		30,242
	1 公債費	30,242
3 予備費		568
	1 予備費	568
歳 出	合 計	232,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
大門下野田特定土地区画整理事業	160,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。